

## 教育の無償化に関する国と地方の協議

### 議事概要

1 日 時：平成30年12月3日（月） 17：15～18：15

2 場 所：中央合同庁舎8号館府議室

### 3 議事

- ・ 幼児教育の無償化について
- ・ 高等教育の無償化について

4 出席者： 上田 清司 埼玉県知事（全国知事会会長）  
立谷 秀清 相馬市長（全国市長会会長）  
荒木 泰臣 嘉島町長（全国町村会会長）  
宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
柴山 昌彦 文部科学大臣  
根本 匠 厚生労働大臣  
石田 真敏 総務大臣 ほか

### 5 議事概要

内閣府子ども・子育て本部統括官 地方三団体の会長の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから「教育の無償化に関する国と地方の協議」を開催いたします。

議事に先立ちまして、初めに、宮腰大臣より御挨拶いたします。

宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策） 前回、11月21日の協議におきまして、地方自治体の皆様からいただいた御意見を真摯に受けとめ、教育の無償化に関する財政措置等について、更なる措置を検討いたしました。

現場で実務を担う地方自治体の皆様には、大変な御苦勞をおかけいたしますが、予算編成に向けて、早急に合意を得たいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 続きまして、地方三団体のそれぞれ代表の方より、御挨拶をいただきます。

まず全国知事会の上田会長、よろしく願いいたします。

上田全国知事会会長 改めてこんばんは。

教育無償化に関しまして、四大臣の皆様と協議する機会をいただきましたこと、厚く御

礼を申し上げます。

全国知事会では、前回の協議における国の御提案を受けまして、先週29日に教育の無償化に係る財源負担について、議論をいたしました。本日は、それを含めて、意見を申し上げたいと思います。

幼児教育・保育の無償化は、少子化対策の抜本強化に大変必要な施策として、全国知事会としても、高く評価をするところであります。しかし、今回の件は、地方との協議を経ず、昨年12月に国が決め、その負担について、11月になるまで、地方に協議、説明をしてこなかったことに問題があります。

財源については、新たな地方負担が生じることのないよう、国の責任において、必要な地方財源を確保することが筋だと考えております。

教育の無償化を実行するに当たっては、私ども地方が大きな役割を担うこととなりますので、地方の意見を十分踏まえて、結論を出していただくようお願いしたいと考えております。

こうした協議の場をつくっていただきましたことを、重ねてお礼申し上げます。よろしくお願いいたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 続きまして、全国市長会の立谷会長、よろしくお願い致します。

立谷全国市長会会長 本日もこのような意見交換の場を設けていただきましたこと、感謝を申し上げます。

前回、私は、地方分権という立場から、いろいろ御要望をさせていただきました。今、上田知事さんからあったように、地方の意見を聞かずして、この制度ができるという形で進んできた感がございます。そのことについては、我々市長会としては、大いに異論を申し上げたいところでありますし、財源論、方法論ともに、いろいろ申し上げて、御要望もしてまいりましたし、意見も申し上げてまいりました。

前回、私も意見を開陳させていただきましたけれども、市長会の立場、要望、あるいは方法論等々についての本会の意見、市長たちの意見を踏まえて、御対応なさっていることを仄聞いたしております。

今日は、国側の率直な意見を拝聴しますとともに、我々としても、この政策が決して悪いものとは思いませんけれども、どうやったらうまく国民生活、あるいは今、大きな問題になっております、子ども・子育て、あるいは地方創生という大きなテーマに対して、有効であることができるのだろうか、そのような観点で、大いに議論をさせていただいてまいりましたし、今日も、その意見を開陳させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございました。

続きまして、全国町村会の荒木会長、よろしくお願い致します。

荒木全国町村会会長 全国町村会長の荒木でございます。

先月21日に続きまして、四大臣との国と地方の協議の場を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

前回の国と地方の協議におきましては、我々の主張を意見として申し上げさせていただいたところでございます。

また、先週の11月28日には全国町村長大会を開催し、幼児教育無償化の財源確保、円滑な実施に向けて、万全の措置を講じることとの決議を行ったところでございます。

政府として、地方財政対策や予算編成の作業に向けて、残された時間がわずかだということは、十分承知いたしております。

しかし、前回も申し上げましたが、我々町村は、すでに先行して少子化に関わる様々な取組を危機感を持って、取組んできており、改めて申し上げますが、幼児教育無償化の方向性については、賛同できるものでございます。

国としてどう対応いただけるかが前提となりますが、協議がまとまるよう期待をし、私たちも努力をしたいと思っております。

今日は、どうもありがとうございます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

プレスはここまでとさせていただきます。報道関係者の方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

内閣府子ども・子育て本部統括官 それでは、これから議事に入ります。

まず幼児教育の無償化につきまして、宮腰大臣、根本大臣、石田大臣から御説明し、引き続き、高等教育の無償化につきまして、柴山大臣から御説明いたします。よろしく願います。

宮腰内閣府特命担当大臣(少子化対策) それでは、資料1、幼児教育の無償化について、私から御説明申し上げます。

1ページ目をご覧ください。先日の会合でいただきました、地方自治体の皆様からの御意見を真摯に受けとめ、政府内で検討した更なる措置を、先日、御説明いたしました資料に青字で追記しております。この青字の変更部分を中心に御説明をいたします。

「幼児教育無償化の実施に要する経費について」であります。先日の提案では、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園につきましては、現行制度の国1/3、市町村2/3の負担割合のままでありましたけれども、これを現行の段階的無償化に係る部分も含め、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4にいたします。

また、認可外保育施設など、現行制度において負担割合が設定されていないものにつきましては、先日の提案では、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3としておりましたが、これも国1/2、都道府県1/4、市町村1/4にいたします。

「幼児教育無償化の実施に要する事務費について」であります。先日、初年度のみ全額国費という提案をさせていただきましたが、これに加え、2年目の事務費についても、全額国庫負担といたします。

さらに新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費につきましては、5年間の経過措置期間における費用相当額も、全額国費で負担するべく、手当いたします。

これらの負担割合の変更と事務費の更なる国費負担により、不交付団体も含めて、市町村の負担が軽減されることとなります。

認可外保育施設における質の確保・向上につきましては、厚生労働大臣から、地方財政計画等につきましては、総務大臣から、それぞれ御説明いたします。

現場で実務を担う地方自治体の皆様方には、大変な御苦勞をおかけいたしますが、御理解、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 根本大臣、よろしくお願ひします。

根本厚生労働大臣 私からは、保育の質の問題について、御説明いたします。

資料1の2ページ目、 をご覧ください。青字になっているのは、前回の協議からの変更点です。届け出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知ですが、親族間や友人・隣人の預かりは、届け出対象外と明確化いたします。

それと、主な変更点ですが、前回の会議でも、5年間の経過措置期間において、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象とすることについて、強い御懸念の声がありましたので、5年間の経過措置について、紙で書いておりますが、法律の施行後2年をめどとして、経過措置のあり方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする旨の見直し検討規定を置くこととしたいと考えております。

をご覧ください。幼児教育の無償化について、認可外保育施設の質の確保・向上を初めとする、さまざまな課題について、御指摘いただいていることから、これらの課題について、PDCAサイクルにより、評価及び必要な見直しを行うための内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置することとしたいと考えております。通常国会に法案を提出することとしており、法案に盛り込む必要がある事項は、速やかに結論を出す必要がありますが、いずれにせよ、現場を扱う皆様の御意見に十分配慮して、課題を一つ一つ解決してまいりますので、御協力をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

内閣府子ども・子育て本部統括官 石田大臣、よろしくお願ひします。

石田総務大臣 私からは、幼児教育・高等教育の無償化に係る地方財政措置について、御説明申し上げます。

まず資料1の4ページをご覧くださいと思います。前回、御説明をいたしました、消費税5%引き上げによる社会保障の充実・安定化の全体像をおつけいたしております。

5ページをご覧くださいと思います。今般の教育無償化に係る地方負担につきましては、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税の一般財源総額を増額確保することを考えております。その上で、下の図のとおり、地方交付税による財源調整を行い、個々の地方団体に必要な財源を確保することを考えております。

なお、資料1は、幼児教育の無償化に係る資料ですが、高等教育の無償化についても、

同様の措置を講ずることを考えております。これらの措置によりまして、教育無償化の実務を担う地方団体の財政運営に支障が生じないように、取り組んでまいります。

以上でございます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

柴山大臣、よろしく申し上げます。

柴山文部科学大臣 ありがとうございます。

それでは、私から、高等教育の無償化について、説明をさせていただきます。

配付資料2「高等教育の無償化」についてをご覧ください。

こちらの2番の高等教育の無償化に係る費用負担については、前回、お示しした一覧表と同じものでございます。前回の会議では、この資料の表のとおり、授業料などの減免費用の一部について、設置者あるいは所轄庁として、地方の負担をお願いさせていただいたところ です。

今日は、この資料に新たに記載をさせていただいた3番、一番下の高等教育の無償化に係る事務の着実な実施についてというところに特化して、説明させていただきます。

前回の会議では、知事会がまとめていただいた緊急提言に基づきまして、地方において、円滑な事務が実施できるよう、国として配慮すべきだという旨の御要請をいただきました。

文部科学省といたしましては、知事会からの要請を踏まえて、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、次の2点を実施いたします。

1点目は、事務処理指針の策定であります。高等教育の無償化は、2020年4月からの実施を予定しておりますけれども、来年度におきましても、制度実施の準備のための事務を行う必要があります。このため、文部科学省におきましては、全国各地域で統一的な事務処理を実施するための具体的な事務処理指針を早期に策定し、地方にお示しをいたします。

2点目は、事務費の措置です。高等教育の無償化の対象は、大学、短大、高専、専門学校となりますけれども、学校数に着目すると、私立の専門学校が最も多く、無償化の実施に当たっては、この部分に留意をする必要がございます。私立専門学校につきましては、所轄庁である都道府県に事務の担当をお願いいたしますけれども、学校数が多いことも踏まえて、国としても、新たな制度の導入に際して、都道府県における事務処理体制の構築を支援することが重要と考えております。

このため、文部科学省におきまして、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制の整理をいたしまして、その体制構築に要する費用につきましては、制度開始の2020年度までの2年間、全額国費による措置をさせていただきます。

私からの説明は、以上です。よろしく申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

国側の説明を受けまして、まずは地方三団体の皆様から、順次、御発言をいただきたいと思います。

最初に、全国知事会の上田会長、よろしく申し上げます。

上田全国知事会会長 ありがとうございます。

高等教育の無償化に関する今回の御提案は、11月7日の私どもの緊急提言を踏まえていただいたということで、大変ありがたく思います。ただし、私立専門学校の生徒数を見ると、約23%が東京にあり、大阪も12%、愛知県が7%、福岡県が約7%で、合わせると、4都府県で約5割あります。また、これらの都市には、周辺の県から通学している人も多いことから、他府県民の減免費用を自らの財源で負担するのはどうかという意見もございます。

公立大学も含めて、このような制度で、多く負担が集中する自治体があること、加えて、この施策は、国が決断したものでありますので、事務費については、恒常的に全額負担すべきという意見もございます。事務費の全額国庫負担が約束されていない2021年度以降の対応も含めて、必要な地方財源を国の資金でいかに確保されるか、この点について、確認をさせていただければ、ありがたいと思っています。

前回の協議において、幼児教育の無償化については、地方負担額の全額を地方財政計画に計上し、個別団体の地方交付税算定に当たっても、全額を基準財政需要額に算入することで、必要な財源を確実に確保すると、回答をいただきました。

高等教育の無償化についても、当然一般財源総額を増額確保していただき、同様の措置を講じていただけるものと理解していますが、それでよいかという確認をさせていただきます。今の確認が2点目でございます。

幼児教育の無償化についてでございますが、先ほど申し上げましたように、決定プロセスに地方が十分関わっていないことがありますので、国が費用の全額を負担するべきという全国市長会、全国町村会の主張を、私どもは評価、理解をいたします。

今回の御提案は、国が無償化について、責任を明らかにするための費用負担を半分まで引き上げていただいております。それで十分かどうかという議論はありますが、まさしく一定の評価ができるものだと思います。

ただ、今回の御提案は、都道府県に新たな負担を求めるものであるため、国と地方が責任を共有すべきことは、よく理解はしているものの、容易に受け入れることが難しいと思っています。

そこで、3点、この件に関して、確認をさせていただきたいと思います。

まず繰り返しになりますけれども、前回の協議において、地方負担額の全額を地方財政計画に計上し、個別団体の地方交付税算定においても、その全額を基準財政需要額に参入することにより、必要な財源を確保すると回答をいただいております。

一方、「骨太の方針」では、一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとした上で、「新しい経済政策パッケージ」など、消費税税率の引き上げとあわせて行う増については、別途、考慮することとされております。今回の教育無償化で必要となる財源は、この同水準ルールにおいて確保される一般財源の外枠で措置をいただく必要があると思いますが、改めてお考えをお伺いしたい

と思います。

2点目は、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、今回の教育の無償化にかかる地方負担額は、交付税に明確に算入されているかどうか分かるような措置を求めたいと思っております。

3点目は、幼児教育の無償化は来年度後半、高等教育の無償化は再来年度から実質的なスタートになりますので、引き続き、教育の無償化について、財政措置の状況を含めて、このような閣僚級とのトップレベルにおける国と地方の協議の場を継続して開催いただくように求めます。

また、このように十分に負担を求める施策については、国と地方の協議の場を活用させるなど、事前に十分に協議の場を設けていただくように、お願いしたいと思っております。先ほどハイレベルという言葉を使っておられましたが、ハイレベルというのは、今、申し上げましたように、閣僚級という考え方でよろしいかどうかということについても、確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

続きまして、全国市長会の立谷会長、よろしく申し上げます。

立谷全国市長会会長 若干知事会と重複する部分も出てくると思いますが、市長会の立場でお話しします。

今まで宮腰大臣からもいろいろ御説明いただきましたし、相当骨を折っていただいたという実感を持っております。国側の御努力について、我々はそれを多とするものでございます。しかしながら、先ほど知事会長からも話がありましたように、政策形成過程で我々の意見が反映されてこなかったことが、その裏にはあるわけです。それをこれからどうやって適切な政策にしていくかという点では、知事会も、市長会、町村会も同じ立場に立っておりますから、そこを御理解いただきたいと思います。

まずは今回、示されました、認可外保育施設、預かり保育、ファミリーサポートセンター等々の事業について、市町村の負担を1/4にすると、そのような変更がございましたことは、財源的には、大変ありがたいことと思っておりますが、しかしながら、そもそも我々は全額と申し上げてきたわけですから、御努力は認めるものの、若干のそごを感じるところは、禁じ得ないところでございます。

それから、事務費ですが、認可保育施設1年半ということでございます。これは我々の要望をある程度聞いていただいたものだと思いますが、これは事務費の問題でございます。我々は本体部分についても、0.5年というものを、何とか1年半にしてくださいということを申し上げてきました。それは、再度、御要望させていただきたいと思っております。

交付団体はいいのですが、不交付団体の負担感が、今、市長会の最大の懸念でございますので、この点については、資料の3ページに出てまいります、幼児教育無償化の実施により、認可外保育施設、私立幼稚園の就園奨励費の負担割合が1/3から1/4になる。

これは大変ありがたいことで、歓迎しているところでございます。このような財源の配慮をしていただいたことに対しては、評価をしているということですので、その点を申し上げておきたいと思えます。

しかしながら、何回も言いますけれども、不交付団体の負担感というのは、相変わらず残るわけございまして、交付団体と不交付団体の不公平感というものが、負担感になって出てくるところがあるのです。したがって、これは重ねて申し上げますが、初年度の経費は見てくれるということですが、我々の考えだと、安定するまで一定の年がかかるのではないかとございまして、その点は、再度、要望させていただきたいと思えます。

そういう我々の要望は要望としてあるものの、今回、政府側には、非常に汗をかいていただいたという思いはございまして、私個人の思いは、ぜひお伝えしたいと思っております。

財源論については、そのようなことです。

不交付団体の意見を集約したわけではないので、我々としては、12月10日に臨時の理事・評議員合同会議を開いて、私はこの点について、一任をいただいているわけではありませんので、皆さんの意見を聞いて、市長会としての態度を明確にしていきたいと思っておりますので、御理解のほど、お願いしたいと思います。

もう一つの大きな問題でございまして、質的な担保、質的なことについて、前回、例えば話で申し上げてしまいましたけれども、不適切な経費の使われ方、例えばお母さんとベビーシッターが組んで、不適切な請求をした場合、それも償還払いということで支払うことになるのでしょうか。もう一つ、このことによって、劣悪な事業者が参入してきたら、子供たちの危険にかかわるのではないかと。質的な問題、せつかくの制度が、児童虐待とか、そういうことにつながったら、何もならないのではないかと御提案を申し上げます。

その点につきましては、今回、親族間や友人・隣人の預かりは届け出対象外、さらには範囲の明確化と周知という文言が示されておりますので、一定の御理解と進捗はあったと思っております。しかしながら、範囲の明確化という点を、各論というか、具体論にする際には、相当な協議が必要ではなからうかと思えます。

前回、質の担保あるいは方法論の確定については、市町村、つまり地方側と相当な協議をして、PDCAによる検証と改善を繰り返しながらやっていかなければならないという話を申し上げました。今回、資料に明確にPDCAサイクルを行うためのハイレベルな協議の場を設置するとありますので、我々の懸念というか、市長会の立場、市町村の立場を踏まえていただいていると考えております。この点については、質の担保という意味で、どうやったらそういう問題が起きないのか、国民生活、あるいは国家の将来にとって、有効な政策となるのだろうかということを考えたときに、これは厚生労働省として、きちっとしたマニュアルをつくっていただかないといけない。マニュアルをつくる際には、地方の意見を十分に聞いて、PDCAサイクルでもって検証と改善を繰り返しながら、マニュアルを固めて



いかないといけないと思っています。そのことを、再度、要望いたします。

それから、来年度の10月実施ということになると、相当日程がタイトになってきます。大臣から法案に資する時間的な話がございましたので、私からぜひお願いしたいのですが、12月17日に国と地方の協議の場がございます。私はそのあたりをスタートラインにして、年内中に第1回の会議を早急に始めていただきたいということで、そのような御内諾をいただけるのであれば、方向性を示していただけるのであれば、市長会としては、人員の名簿の作成というか、スタッフの作成に入りたいと思っております。

先ほどの大臣のお話にもありましたが、これは早急にやらないといけない。その作業の中で、私は詳細なマニュアルをつくる必要があるのではないかと考えています。市町村の中には、子育てのことについて、レベルの差があります。中には専門的に詳しい市長さんもいるし、そういうことが余り問題ではない自治体もあります。あまねく全国の自治体にとって、このマニュアルであれば大丈夫だという、相当詳細なしっかりしたもの、なおかつ、子育てにとって、あるいは国民政策にとって、誰もが納得できるような、そういう方法論をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。その際には、現場、我々の自治体の声を十分に聞いて、検証と改善を重ねながらだと思っていますので、早急にこれを始めていただきますよう、強く御要望申し上げます。

それから、レベルの差と言いましたけれども、自治体によって、子ども・子育ての実態も全く違います。町村会に話を聞きますと、無認可保育所というのは、ほとんどないということなのですが、東京都23区を初め、大都市には相当多い。ベビーシッターも含めて、相当多くあります。そういう中でも、特に問題意識の強いところもありまして、いろいろと協議をしているようなところもあります。となれば、国のほうで、明確なマニュアルをつくっていただくというのは、大前提でございますけれども、自治体によっては、条例で定めることを可能にするという、方法論があってもいいのではないかと思います。厚労省のマニュアルに加えて、自治体によっては、地域の実情に合わせた運用方法にしていくという意味では、自治事務でございますから、条例化を可能とするということも十分にあり得ることではないかと考えております。

今日もいろいろお示しいただきましたし、PDCAサイクルの年内開始等々のことを申し上げましたし、大変恐縮ですが、さらに1年半、何とかありませんかという話も申し上げました。そういうことも踏まえて、私としては、今日の会議の内容を、12月10日に全国市長会の緊急の理事・評議員合同会議を招集しておりますので、そこに持ち寄って、いろいろと協議をさせていただいて、市長会としての態度を明確にしたいと思っております。

ただ、今日まで来る間に、繰り返しになりますが、私個人としましては、大臣を初め、関係省庁の皆さんに大変に汗をかいていただきましたこと、この点については、心から評価をさせていただきたいと思っております。

問題は、不交付団体です。不交付団体の間に苦労の感覚がありますので、その点を御配慮していただいて、PDCAサイクルの問題、質の担保の問題等々について、これからも真剣

に取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、市長会としての意見とさせていただきます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

全国町村会、荒木会長、よろしく願いいたします。

荒木全国町村会会長 ただいまの説明を承りまして、前回の私どもの意見も踏まえて、更なる見直しや新たな対応を考えていただいたものと、理解をしたところでございます。

その上で、3点ほど申し上げます。1つ目は、国・地方の負担割合の基本的な考え方では、国の役割として就園奨励費の負担割合をはじめ、認可外保育所等のその他の負担割合についても国1/2・都道府県1/4・市町村1/4とされたことで、前回申し上げた、現行の負担割合を単に延長したものではない、国と地方の役割分担の考え方が統一して整理されたのではないかと前向きに評価したいと思っております。

2つ目は、無償化に係る事務費については、平成32年度までとするとともに、特に認可外保育施設については移行期間の5年間、全額国庫負担とすることも、地方側の意見を尊重していただいた結果の対応だと考えています。

3つ目は、地方財政での対応でございます。地財計画での歳出への全額計上と地方交付税などの一般財源総額を増額確保したうえで、個々の団体に必要な財源を確保するなど、これまでにない措置をとることを評価したいと思っております。この点は、交付税をはじめ、一般財源総額をしっかりと確保していただくとともに、個々の町村の状況を踏まえ、特に公立施設の多い町村において、地方負担に対する懸念や不満が出てこないよう、目に見える形で、しっかりと地方負担額分の財源手当がされるよう、今後の事務方の詰めをお願いしたいと思っております。

以上、3点を申し上げましたけれども、市長会からもありました、保育の質の確保、また、不交付団体に対してどう対応するのかということは、本会としても関心を持っているところでございます。これまで主張すべきことは主張した上で、今般、提示された内容は、国として、私どもの主張、意見について、理解をいただいたと考えておりますが、質の確保と不交付団体への対応について、お尋ねをしたいと思います。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に入ります。

御発言等がある方は、挙手をお願いして、よろしく願いいたします。

柴山文部科学大臣 ありがとうございます。

高等教育の無償化の問題に関しましては、上田知事から、一般財源の確保、地財計画における手当等について、御要望をいただきました。この論点につきましては、基本的に幼児教育の無償化と共通する部分だと思っております。石田総務大臣ほか、他大臣から説明をさせていただければと思っております。

2点目ですけれども、私立専門学校について、2年間のみ、国費で負担することについて、いかがなものかという御意見だったかと思っております。今回、国費で事務費を措置するの

は、無償化制度の円滑な導入・定着を図るという趣旨でございますので、国費による措置は2年間とさせていただけたらと思います。2021年度以降は、所轄庁である都道府県は偏在をしておりますけれども、事務処理体制の構築をそれぞれの都道府県の力でお願いしたいと考えておりますが、今の御要望を踏まえて、関係省とも調整をしながら、地方財政措置等々検討をさせていただければと思います。

私からは、以上です。

内閣府子ども・子育て本部統括官 石田大臣、お願いします。

石田総務大臣 ありがとうございます。

先ほど私から御説明させていただいたペーパー、資料1は、幼児教育の無償化に係る資料ですけれども、高等教育の無償化についても、同様の措置を講ずるという考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

これらの措置によりまして、実質的に教育無償化の実務を担う地方団体の財政運営に支障が生じないように、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、一般財源の確保の問題についても、御理解をいただきたいと思います。

交付税に明確にわかるようにというお話しがございました。それはそのように対応させていただきますたいと思っております。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

宮腰大臣、お願いいたします。

宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策） 先ほどのお話しの中にありました、ハイレベルというのは、閣僚級であるのかというお話しであります、そのとおりであります。その下に実務者のチームも置きたいと考えております。

内閣府子ども・子育て本部統括官 根本大臣、お願いします。

根本厚生労働大臣 私から、3点、申し上げたいと思います。

PDCAの協議については、宮腰大臣から示されましたけれども、立谷市長の提言同様に、年内に開催をさせていただきたいと思っております。まずは認可外保育施設の質の確保・向上に関する幼児教育無償化の制度の骨格を固める議論が中心になるだろうと思っております。

もう一つ、認可外保育施設の問題は、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるを得ない地域がある一方で、先ほど市町村会から御紹介がございましたが、現在でも指導監督基準を満たす施設しかない地域があって、要は地域によってかなり差があるものですから、地域の実情に応じた柔軟な対応を検討する必要があるのではないかと。これは条例で定めることを可能とするという御提案もありましたけれども、地域の実情に応じた柔軟な対応を検討する必要があると思っております。

それから、実際に進めていく上で、事務処理などのいろいろな課題がありますので、マニュアルという話もありましたが、これもよく詰めていきたいと思っております。

いずれにしても、現場を預かる地域の皆さんの御意見に十分配慮して、そして、よく協議をさせていただいて、解が得られるように、我々も最大限努力をしていきたいと思いま

す。

内閣府子ども・子育て本部統括官 どうぞ。

立谷全国市長会会長 根本大臣からお話しがございました、PDCA協議会、仮称ということになりましょうが、宮腰大臣からも閣僚レベルという話がありましたし、我々も経験のある市長たち、論客をお呼びいたします。いっぱいいます。

私、マニュアルと言いましたけれども、実際、現場のこの業務に携わる市の職員たちが、相当な難問に苦しめられるのではないかと思います。難問について、きちんとした解を求めないといけないということと、もう一つ、繰り返しますが、万が一にも、質の低下によって、預かった児童への虐待、例えば放ったらかしも虐待になるわけです。そういうことが起きては、せっかくの政策がかえってマイナスだと思いますので、方法論、施設の育成ということ、指導ということも含めて、相当な議論と準備が必要ではないかと思います。その点については、重ねてお願い申し上げたいと思います。

繰り返しますけれども、今回、国のほうで、大臣にも随分御配慮いただきましたし、財務省、総務省の皆さんにも御配慮いただいたとっております。なかなか見えないのは、不交付団体の負担感というものです。そういった意味では、就園奨励費に対する配慮等々は、個人的にはありがたいと思っております。しかしながら、日本全国でスタートする政策ですし、不交付団体には大都市が多く、つまり無認可保育所をいっぱい抱えているところが多いのです。その負担感等々の問題も大いにあるのではないかと思います。

実際、事務作業において、相当大変だろうということは、予想につくわけです。相馬市の場合ですと、無認可保育所は2つしかありません。相馬に立地している企業であるIHIの保育所と一部事務組合で運営している公立相馬総合病院の保育所ですから、問題がないわけです。ところが、東京や大都市圏では様々な無認可保育所が非常に多数あると仄聞しております。そういう事業者が何百、あるいは何千とあるかもしれません。それをどうやってチェックするのか。これは大変なことで、不交付団体の多くを占める大都市圏の負担感というのは、相当なものになります。この点は、御配慮をお願いしたいということ、さらに申し上げさせていただきたいと思っております。

内閣府子ども・子育て本部統括官 どうぞ。

石田総務大臣 不交付団体のお話しですけれども、資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。この中で、青い数字が出ておりまして。私立幼稚園であれば、国1/3、市町村2/3を、1/2、1/4、1/4、あるいは認可外保育所であれば、1/3、1/3、1/3を、1/2、1/4、1/4、こういう形の中で、不交付団体については、随分とプラス面が出てくるのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、先ほども申し上げましたように、不交付団体ですから、足りなくなるわけではないですけれども、足りないという場合には、交付税という形できちっと対応するというところでございますので、3ページの数字の変更は、具体的な細かい数字も出せるかと思

ますが、こういうことで、随分と不交付団体にもプラス面が出るのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。立谷市長のお考えは、よく承った上で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 どうぞ。

立谷全国市長会会長 先ほど申し上げましたように、相当汗をかいて、この政策を出してこられたと、私個人としては、大変評価をするものでございますし、これは不交付団体のみならず、我々地方公共団体全体にとって、大変な進歩ではなかるうかと思っております。その点については、重々お伝えしておいて、感謝を申し上げたいと思ひます。

しかし、私が申し上げたのは、不交付団体の負担感ということですよ。そういった意味では、0.5年とか、1.5年の問題、そういうところで、重ねて今日は要望を申しましたけれども、彼らの団体の気持ちについても、御理解をいただきたいということで、申し上げたわけでございます。

大臣を初め、皆さんに相当汗をかいていただいたということは、市長会の会長としては、重々理解しておりますし、評価もしているところでございます。ですから、不交付団体に対する配慮を残しつつも、ここから先は、質の議論に移っていく必要があるのだろーと思っております。ですから、PDCA協議会をできるだけ早く立ち上げる。実際に施行する際には、相当な問題が想定されますが、問題がいっぱい出てくるのは、不交付団体です。そこが頭の痛いところであります。

いずれにしても、こういう御要望を申し上げた上で、先生方に御努力をいただいたという、私の個人的な評価も踏まえ、市長会の代表者、300人に通知を出しましたので、12月10日に何人来るかわかりませんが、皆さんに、今日、こういうお話をいただいたということも踏まえて、市長会として、意見の集約も図っていきたくて思っております。よろしくお願ひいたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 どうぞ。

上田全国知事会会長 先ほどは、確認事項について、的確な御回答をいただきまして、まことにありがとうございます。

1点だけ、高等教育の事務費については、導入部分、2年分、システムの導入のためにこの負担をするということであったのですが、大都市に私立の専門学校が集中しているという傾向があるため、相当な負担があった場合などは、改めて交渉するような話について、基本的には受けていただけるかどうか。もう終わりですということではなくて、大変だという話があれば、その点について、いろいろと御判断があるのかどうか、その辺だけ、確認させていただければと思っております。

内閣府子ども・子育て本部統括官 どうぞ。

柴山文部科学大臣 先ほど申し上げたとおりでありまして、今の時点では、国費による事務費の措置は2年間ということを申し上げましたけれども、2021年度以降、今、上田知事からお話しがあったとおり、それでもなお、大規模自治体であるとは思いますが、不具

合等があるということであれば、引き続き、関係省とも調整をしながら、地財措置等々の検討・協議をさせていただければと思っております。

上田全国知事会会長 ありがとうございます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 どうぞ。

荒木全国町村会会長 幼児教育の無償化に伴いまして、保育需要の拡大も当然予想されると思います。地方都市においては、現在でも、保育士等の人材確保は、大変苦勞しているところがございます。そのため、幅広い保育人材の育成、確保、処遇の改善についても、考えていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、施設整備費等に対する財政措置の拡充を図るといったことも、幼児教育無償化とあわせて極めて大事なことでございますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

以上でございます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 そろそろ時間もまいりますので、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議論は、これまでとさせていただきます。

宮腰大臣から御発言をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策） 前回に引き続きまして、地方自治体の皆様方から直接御意見を伺えたことにつきまして、改めて感謝申し上げますところでございます。

政府といたしましては、これまで皆様からいただいた御意見を真摯に受けとめ、できる限りの案を提案させていただきました。そのため、御提案した内容で、ぜひとも団体内の御調整をお願ひいたしたいと考えておひまして、御理解をお願ひいたしたいと思ひます。

認可外保育施設の質の確保・向上に関しましては、認可施設への移行支援など、本日の御提案に加え、厚生労働省を中心に早急に検討し、皆様と協議させていただきたいと思ひます。

幼児教育の無償化につきましては、来年10月、高等教育の無償化につきましては、再来年4月からの円滑な実施に向け、地方自治体の皆様とよく連携して、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございました。

本日の協議内容につきましては、この後、別室にて、マスコミへブリーフィングを行います。

本日は、どうもありがとうございました。